

## 新型コロナウイルス感染症の影響によるJVAの活動に関しまして

特定非営利活動法人 日本映像美術協議会

理事長 古田島 康

春暖の候、いつも当協議会へのご参加ご協力誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症による社会生活への影響が、多大な状況が続いております。当協議会におきましても定例理事会を延期、メールや電話を利用したやり取りで急場をしのいでいる状況でございます。本年の定期総会が7月、当協議会の最大イベントでありますJVAフェスタ2020が11月に開催予定であり、開催に向けて引き続き準備は続けてまいりますが、その実施について大変危惧されるところです。

本来ならば、JVAフェスタ2020のチラシ配布等、広報活動も始める時期を迎えておりますが、関係各所への申請手続きも滞っており、進行できない状況です。

4月7日には政府より「緊急事態宣言」が発令され、定例理事会等の普段の活動におきましても、状況を見ながら最低限の人数で進めてまいりますので、ご理解のほどよろしく  
お願い申し上げます。

先が見えない状況でございますが、5月の連休明けに改めまして、今後の事業活動の方針をお知らせする予定でございます。

取り急ぎ、当協議会の状況と今後の活動に関しましてのお知らせに代えさせていただきます。

敬具

## 助成、融資情報を掲載します

★沖縄振興開発金融公庫HP(新型コロナウイルス感染症特別貸付)  
<https://www.okinawakouko.go.jp/>  
★日本政策投資銀行HP(危機対応業務)  
<https://www.dbi.jp/>  
★日本政策金融公庫HP(新型コロナウイルス感染症特別貸付)  
[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_t.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_t.html)  
★商工組合中央金庫(商工中金)HP  
<https://www.shokochukin.co.jp/corporation/>  
★東京都中小企業融資  
[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default\\_project/page/001/007/457/20200305.pdf](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/007/457/20200305.pdf)  
<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/13ffb0bb799f5be8d93b88a338d8303f.pdf>

◎新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html)

◎経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連特設ページ:企業への影響を緩和し、支援するための施策について

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

◎既に実施されていた雇用調整助成金の特例措置内容(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000612660.pdf>

◎雇用調整助成金の特例措置に関するQ&A(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000606556.pdf>

◎雇用調整助成金の特例(厚生労働省HP)

※提出書類様式がダウンロードできるページです。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijioseikin\\_20200410\\_forms.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijioseikin_20200410_forms.html)

◎雇用調整助成金に関する主な問い合わせ先(厚生労働省HP)

※都道府県労働局もしくはハローワーク

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10702.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html)

◎2020年4月1日から拡大される雇用調整助成金の特例措置

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620875.pdf> (厚生労働省HP)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf> (経産省パンフレット)

### ◆雇用調整助成金の特例措置

・雇用調整助成金とは

景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

・休業とは

雇用調整助成金の助成対象となる「休業」とは、所定労働日に従業員である労働者を休ませるものをいいます。事業所が営業を休むことをいうものではありません。従業員を出勤させ、内部の事務処理等の業務をさせている場合は、「休業」に該当せず、雇用調整助成金の対象とはなりません。

\* 全従業員を一斉に休業させる必要は無い(会社自体の営業は可能)、全員でなく、一部の従業員を休業させる場合も雇用調整助成金の対象になります。

\* 事業所の半分の従業員を出勤とし、もう半分の従業員を休業させる場合、休業させた従業員分の休業手当は、雇用調整助成金の対象となります。

\* 終日ではなく、短時間休業を行う場合には、1時間以上、かつ、従業員全員が一斉に休業する必要があります。

## 広報委員会/事務局からのお知らせ

●次回、5月定例理事会は5月13日(水)を予定しておりますが、後日メールにてご連絡いたします。